

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた緊急事態措置

去る5月4日に、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長したところですが、これに伴い、県では、別添のとおり緊急事態措置の延長を行うこととしました。

関係事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大回避という県民あげての最重要課題のため、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年5月5日

愛媛県知事 中村時広

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた緊急事態措置

令和2年5月5日
愛媛県

1 実施期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月10日（日）まで

2 対象区域 愛媛県全域

3 緊急事態措置

- (1) 外出自粛等の協力要請
- (2) イベント等の開催自粛の協力要請
- (3) 商店街やスーパーマーケット等における協力要請
- (4) 公園等における協力要請
- (5) 施設の使用停止の協力要請（休業協力要請）

4 対象及び内容等

(1) 外出自粛等の協力要請

対象	内容	根拠
県民	<ul style="list-style-type: none">・ 不要不急の外出自粛・ 都道府県をまたいだ不要不急の移動（帰省、旅行等）の自粛・ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛	特措法 第24条 第9項
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 観光施設等の集客施設に人が集中する恐れがあるときの入場者の制限	特措法 第24条 第9項

(2) イベント等の開催自粛の協力要請

対象	内容	根拠
事業者	<ul style="list-style-type: none">・全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期等、慎重な対応を行う。・それ以外のイベントは、「3つの密」の重なる場を徹底的に回避した上で、体調不良の者は参加させない、海外や感染拡大地域から来県帰県して2週間以内の者は参加させない、感染予防策を徹底する、3つの密など集団感染リスクを回避する、などを満たす場合に限り開催する。	特措法第24条第9項

(3) 商店街やスーパーマーケット等における協力要請

対象	内容	根拠
事業者	<ul style="list-style-type: none">・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う。・入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人の距離を適切にとる。・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する。・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める。	特措法第24条第9項
県民	<ul style="list-style-type: none">・買い物に出かける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける。	特措法第24条第9項

(4) 公園等における協力要請

対象	内容	根拠
施設管理者	・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛ける。	特措法第24条第9項
県民	・公園等に出かける際には、少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとる。	特措法第24条第9項

(5) 施設の使用停止の協力要請（休業協力要請）

種類	内容	根拠
遊興施設	・施設の使用停止 【対象施設】 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外車（舟）券売場、射的場、性風俗店	特措法第24条第9項
遊技施設	・施設の使用停止 【対象施設】 マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター	特措法第24条第9項

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）